

改正後		現行	
(無料とする手数料)		(無料とする手数料)	
第4条 略		第4条 略	
2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1～42 略	略	1～42 略	略
43 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た額 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 申請に係る一の建築物の住戸数(以下この項及び45の項において「住戸数」という。)が1戸のもの 5,000円	43 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	次に掲げる額を合算して得た額 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項及び45の項において「申請住戸数」という。)

(イ) 住戸数が1戸
を超え5戸以内
のもの 10,
000円

(ウ) 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 18
, 000円

(エ) 住戸数が10
戸を超えるもの
31, 000
円

ウ 住宅用途を含む
建築物（住戸部分
を除く。）及び非
住宅建築物 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定め
る額

(ア) 床面積の合計
が300平方メ
ートル以内のも
の 10, 00
0円

(イ) 略

(2) 前号以外の場合

ア 略

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分

が1戸のもの
5, 000円

(イ) 申請住戸数が
1戸を超え5戸
以内のもの 1
0, 000円

(ウ) 申請住戸数が
5戸を超え10
戸以内のもの
18, 000円

(エ) 申請住戸数が
10戸を超える
もの 31, 0
00円

ウ 住宅用途を含む
建築物（住戸部分
を除く。）及び非
住宅建築物 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定め
る額

(ア) 床面積（市長
が別に定める建
築物については、
共同住宅の共用
部分の床面積を
除く。（イ）及
び45の項第1
号ウにおいて同
じ。）の合計が
300平方メー
トル以内のもの
10, 000
円

(イ) 略

(2) 前号以外の場合

ア 略

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 住戸数が1戸のもの 38,000円

(イ) 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円

(ウ) 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円

(エ) 住戸数が10戸を超えるもの 140,000円

ウ 共同住宅の共用部分 111,000円

エ～オ 略

略

次に掲げる額を合算して得た額

(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 略

に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 申請住戸数が1戸のもの 38,000円

(イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円

(ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円

(エ) 申請住戸数が10戸を超えるもの 140,000円

ウ 共同住宅(市長が別に定めるものを除く。45の項第2号ウにおいて同じ。)の共用部分 111,000円

エ～オ 略

略

次に掲げる額を合算して得た額

(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 略

44 略

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

44 略

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 住戸数が1戸
のもの 2, 5
00円

(イ) 住戸数が1戸
を超え5戸以内
のもの 5, 0
00円

(ウ) 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 9,
000円

(エ) 住戸数が10
戸を超えるもの
15, 500
円

ウ 略

(2) 前号以外の場合

ア 略

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 住戸数が1戸
のもの 19,
000円

(イ) 住戸数が1戸
を超え5戸以内
のもの 33,
000円

(ウ) 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 48
, 000円

(エ) 住戸数が10

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 申請住戸数が
1戸のもの 2
, 500円

(イ) 申請住戸数が
1戸を超え5戸
以内のもの 5
, 000円

(ウ) 申請住戸数が
5戸を超え10
戸以内のもの
9, 000円

(エ) 申請住戸数が
10戸を超える
もの 15, 5
00円

ウ 略

(2) 前号以外の場合

ア 略

イ 住宅用途を含む
建築物の住戸部分
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次
に定める額

(ア) 申請住戸数が
1戸のもの 1
9, 000円

(イ) 申請住戸数が
1戸を超え5戸
以内のもの 3
3, 000円

(ウ) 申請住戸数が
5戸を超え10
戸以内のもの
48, 000円

(エ) 申請住戸数が

	戸を超えるもの 70,000 円 ウ～オ 略		10戸を超える もの 70,0 00円 ウ～オ 略
46～68 略 備考 略	略	46～68 略 備考 略	略